

障害者雇用促進法が改正されました

障害者雇用の一層の推進を

(千葉労働局、千葉県)

事業主のみなさまへ

働く障害者、働くことを希望する障害者を支援するため、障害者の就業機会拡大を目的とした各種施策を推進するべく、障害者雇用促進法が改正され、平成18年4月1日（一部は平成17年10月1日）より施行されました。

この法律により、すべての事業主は雇用を通じた障害者の自立について共同の責務を有しており、障害者雇用率を達成、維持するよう法律上の義務が課せられております。

しかしながら、民間企業における障害者雇用の現状は法定の1.8%に対して1.49%、千葉県における障害者の雇用率は、全国平均より低い1.43%となっておりますので、皆様の組合及び傘下組合員における積極的な取り組みをお願い致します。

1. 精神障害者に対する雇用対策を強化しました

精神障害者のうち精神障害者保健福祉手帳を所持する者を、各企業の雇用率に算定できることとなります。

また、納付金・調整金・報奨金の算定においても同様の取り扱いとなります。20時間以上30時間未満の短時間労働である精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者についても、0.5人分とカウントし、各企業の雇用率に算定できます。

なお、法定雇用率（民間企業は1.8%）は現行通り。

2. 在宅就業障害者支援制度が創設されました

在宅就業障害者に仕事を発注する事業主に対して、障害者雇用納付金制度において、特例調整金・特例報奨金を支給します。

また、事業主が在宅就業支援団体を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合にも、特例調整金・特例報奨金を支給します。なお、在宅就業支援団体とは、在宅就業障害者に対する支援を行なう団体として厚生労働大臣に申請し、登録を受けた法人のこと。

3. 障害者福祉施策と有機的な連携を図ります

障害保健福祉の分野では、授産施設等の福祉施設や作業所を機能別に再編成することにより、福祉的就労から一般雇用への移行を促進する改革を行うこととしています。

障害者雇用の分野においても、障害者保健福祉施策と連携を図りながら就職支援等の支援を行なうことにより、一般雇用への移行を促進するための施策を講じることとしています。

詳細については

千葉労働局職業安定部職業対策課 TEL.043-202-5133

千葉県商工労働部労働産業人材課 TEL.043-223-2762

高齢・障害者雇用支援機構雇用開発推進部職域開発課 TEL.03-5400-1625

千葉県雇用開発協会障害部 TEL.043-225-7930

千葉県中小企業団体中央会連携支援部 TEL.043-242-3277